

お近くのATMで、いつでも簡単お預け入れ♪

ATM定期貯金

ATM金利上乘せ定期貯金

手続きカンタン！
ATMで
定期を作ろう!!



土・日・祝日も
お取扱い
できます!

令和7年4月1日現在

ご利用いただける方 総合口座通帳または定期通帳をお持ちの個人のお客さま

預入金額 3万円以上(1円単位) 対象商品 スーパー定期1年もの ※元利金継続のみの取り扱いとなります。

適用金利 **年0.325%**(税引後0.258%) (店頭表示金利+年0.05%)

受入方法

取引時の組み合わせ	1契約の受入限度額
総合口座通帳または定期通帳+現金	100万円以内(ただし、紙幣100枚以内、硬貨100枚以内)
総合口座通帳または定期通帳+キャッシュカード	1,000万円未満(貯金口座からの振替出金) ※①

※① キャッシュカードで契約する際に貯金口座の取引後残高がマイナスになる場合は本商品をご契約いただけません。

取扱範囲

取扱通帳		取扱ATM	取扱可能な範囲
総合口座通帳	受入をともなう口座開設および2件目以降の受入	当JA・県内JA 県外JA	現金・振替(キャッシュカード)が可能 振替(キャッシュカード)が可能 ※②
	受入をともなう口座開設	取扱不可	
定期貯金通帳	2件目以降の受入	当JA・県内JA 県外JA	現金・振替(キャッシュカード)が可能 取扱不可

※② 県外JAのATMで総合口座通帳に定期貯金を作成する場合は、出金元の口座と受入先の定期貯金口座は同一総合口座内での取り扱いとなります。ATMの種類によっては取扱いができない場合があります。

既に通帳に「メリットツー(基準定期)」が作成されている場合、ATMでその通帳に作成する定期は自動的に「おまとめ対象定期」となり、本商品を契約できませんのでご注意ください。

- ATMによって稼働日・取扱時間が異なる場合がありますので、ATMまたは店頭にてご確認ください。 ■次回継続時は、継続時の店頭表示金利が適用されます。
- 中途解約された場合、当JAの所定の中途解約利率が適用されます。 ■利息に20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)が分離課税されます。
- 金利環境の変化等により適用金利が変更となる場合や、取扱いを中止させていただく場合がございます。

詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。

御前崎支店 TEL.63-2395 萩間支店 TEL.54-0321 吉田支店 TEL.32-1121
地頭方支店 TEL.58-0621 榛原支店 TEL.22-0750 住吉支店 TEL.32-0115
相良支店 TEL.52-0281 勝間田支店 TEL.28-0211

JAハイナン
<https://hainan.ja-shizuoka.or.jp/>
JAハイナン 検索



ATM専用定期貯金(スーパー定期・単利型)

〈商品概要説明書〉

(2025年4月1日現在)

商 品 名	● ATM専用定期貯金(スーパー定期・単利型)
販 売 対 象	● 個人
期 間	● 定型方式……1年 ※元利金継続の取扱いとなります。
預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 現金またはキャッシュカードによる振替での一括預入 ● 3万円以上 ※1回あたりの取引可能額は現金預入の場合は100万円以下(紙幣100枚以内、硬貨100枚以内)、 キャッシュカードによる振替預入の場合は1,000万円未満となります。 ● 1円単位
払 戻 方 法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	● 預入時の店頭表示金利+年0.05%を上乗せした利率を満期日まで適用します。継続時は、スーパー定期貯金1年もの の店頭表示利率を当該満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ● 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ● 金利は店頭に表示しています。
手 数 料	—
付 加 で き る 特 約 事 項	● 総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ● マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはありません。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……約定利率×50%
貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度)	● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯 金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と 合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容	● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0548-22-9538) にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決 を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所 にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出く ださい。)
そ の 他 参 考 と な る 事 項	● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ● 通帳式のみのお取り扱いとなります(総合口座通帳含む)。 ● 「メリットツー定期貯金」のご契約がある通帳は、お取り扱いできません。 ● 通帳レス口座でのご契約はできません。 ● 金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取り扱いを中止させていただく場合があります。